

フランス少年法の動向

小木曾 綾
只木 誠

一 はじめに

一九九六年七月にフランスでは少年法の一部を改正する法律 (Loi n° 96-585 du 1er juillet 1996) が制定された。これは予ねてより議論されてきた少年司法の根幹に触れる改正ではなく、増加する少年犯罪に迅速に対処することをねらった手続的改正である。

ここ数年フランスでは刑事司法制度の改正が進んでいるが、少年法もその例外ではなく、一九九〇年には、少年手続の専門化の徹底、手続における少年の権利の充実、少年の刑事責任の明確化と刑罰の適正化、資質調査および保護処分⁽¹⁾の再検討を柱とする少年法改正草案を政府が公表した。これは議会を通過するには至らなかったが、実務上は、裁判官は身柄拘束を伴う処分を相当に慎重に用いるようになっており、未決勾留を含めて身柄が拘束される

処分を受ける少年の数は、一九八一年以降大幅に減少していると報告されている。⁽²⁾一方、一九九三年の刑事訴訟法改正では少年手続にも改正が施された。⁽³⁾改正のもっとも大きなものは、弁護権の充実であろう。従来、対審構造の審理が行われる場合はもちろん、予審判事や少年係裁判官による捜査・調査の段階でも弁護権が保障されていたが、この改正で警察段階での弁護権が保障されたことにより、被疑者は手続全般を通じて弁護人の助力を受けることができるようになった。また、保護者を手続にできるだけ関与させるべく、手続の各段階で両親等への処分の通知が義務づけられたが、これは、子どもに対する責任を親に自覚させ、国家は家庭が機能しない場合に二次的な役割を果たすにすぎないという立場を示したものと説明されている。⁽⁴⁾そうした少年法改正の基礎には、少年を、もっぱら成人への発展途上の保護・再教育の対象としてとらえるのではなく、それ自体一個の独立した人格として扱うべきであるということと、少年は社会・経済的变化の影響を受けやすく、家庭の崩壊や学校教育への不適応、将来への不安などが問題行動となって現れること、少年の健全な成長にとって家庭の果たす役割が決定的に重要であるということなどの再認識があった。

フランスの少年法は一九四五年オルドナンス (Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945) に従って運用されてきた。これによって少年事件を専門に処理する裁判官がおかれ、少年の資質の解明とそれに沿った保護・教育を処遇の主眼とする制度が確立した。その中心にあるのは少年係裁判官 (Juge des enfants) で、この裁判官が事件の調査から審理、矯正にいたるまで責任を負い、虞犯少年 (enfants en danger) に対する教育的措置を採る権限ももっている。少年の人格は発展途上にあり、その犯罪は社会への一時的な不適応の現れにすぎないので、罰するよりも保護・教育が重要であるという点に制度の基本的思想があり、「少年は、その行為ではなく、その資質に対して制裁を受ける

(Le mineur est sanctionné pour ce qu'il est et non pour ce qu'il a fait)」という言葉に表されるように、犯罪の原因と少年の資質の鑑別・診断を科学的に行い、それに応じた教育措置を採ることと少年非行は解決されるべきであると考えられてきた。少年は可塑性が高いので、国による保護・教育措置の適用をまず検討し、刑罰は例外とするといういわば保護モデル (modèle tuteurale) に直訳すれば後見モデル) に基づいた制度が整えられ、運用されてきたのである。しかしながら、行動科学に頼りすぎるとかえって少年にステイグマを押しことになる虞が指摘される一方、少年犯罪の増加・悪質化などが経験されて、教育措置が優先するはずの処遇は刑罰に傾斜し、それに伴って手続上の権利保障の必要性が意識されるようになった。個人の資質に応じた弾力的な保護・再教育措置を採るためには手続上の要件は緩和されていることが望ましいが、保護措置であっても不利益処分であることを考えれば、成人に保障されるのと同様の権利が可能な限り保障されるべきであるという観点から、少年手続においても適正手続 (modèle légaliste) に留意すべきであると主張されるようになったのである。

制度的にも、少年係裁判官の役割はもっぱら少年の保護にあるとされたので、この裁判官には刑罰を科す権限がないうえ、捜査・調査権限は予審判事と競合しており、重罪についてはその構成の専門化の程度が低い少年重罪院の管轄とされたため、少年犯罪の増加・悪質化、少年を取り巻く社会や家庭の変化を前にして、それぞれの機能が十分にその機能を果たしていないといわれてきた⁽⁵⁾。手続の適正化を主張する立場からは、捜査・調査と審理を一人の少年係裁判官に委ねることが、一般の刑事手続において採られている捜査と審理の分離原則に反すると批判され、こうしたことから制度の見直しの必要が叫ばれてきた。国は、非行少年の家庭における教育の欠陥を埋め合わせる努力が続けてきたが、裁判官や行政機関が家庭の役割を果たすことはできないことも認識され、他方で、行政

の分権化と呼応して、犯罪への対処を中央政府だけに任せるのではなく、自治体や民間団体が協力して犯罪予防に当たる活動もみられるようになった⁽⁶⁾。フランスは、革命以来、一般意思に支えられる集権国家と個人の二局構造で社会のあり方をとらえてきたが、憲法院の役割の強化や地方分権政策、コアビタシオン（cohabitation）と呼ばれる大統領多数派と議会多数派が不一致の政府の出現などは、社会を多元的にとらえることを促しているように思われる⁽⁷⁾。発達した行動科学によって少年犯罪を解明し、それによって専ら国家が少年犯罪への対処の仕方を探るべきであるとする立場にも変化が現れてきている。あわせて、少年の刑事責任とはなんであるかももう一度考えてみなければならぬ⁽⁸⁾。

現行手続や矯正政策についてはすでに詳細に紹介されているので、本稿では、一九九七年のリユファン議員のジュペ首相への報告書の内容も参照しつつ⁽¹⁰⁾、少年司法の基礎にある考え方に留意しながら、フランス少年司法の歴史をごく簡単に辿り、少年の刑事責任に対する考え方、現行制度の概略、改正の焦点とされている問題点の順に紹介することとする。

- (1) 赤池一将「少年法改正に関するフランス司法省草案について」高岡法学三卷二号一五七頁。この草案は将来も採決には至らないうと観測されている。Renucci, *Droit pénal des mineurs*, Masson, 1994, p.173
- (2) Le Monde, mercredi 23 avril 1997, p.10
- (3) Loi n° 93-2 du 4 janvier 1993, remaniée par la loi n° 93-1013 du 24 août 1993
- (4) Renucci, op. cit., p.172 ; Ottenhof, *La spécialisation des Fonctions et des Juridictions en Droit Pénal des Mineurs*, in *Mélanges Vitu, Cujas* 1989, p.409.現代の離婚の増加などによる家庭の崩壊は、この点で新たな問題を投げ

- かけること。Coppard, La législation applicable aux mineurs, in *Enfance et Délinquance*, XIème Journée de L'association Française de Droit Pénal, Economica 1993, pp.19,20
- (5) Chazal, Trente ans Après. L'ordonnance du 2 février 1945 et son avenir, R.S.C. 1975, p.891
- (9) Protection de la jeunesse et délinquance juvénile. Rapport au Premier ministre, La documentation française (1997)
- (7) 樋口陽一「フランス革命と近代憲法」法律時報六一巻八号二二頁
- (8) Salas, Modèle tutélaire ou modèle légaliste dans la justice pénale des mineurs ?, R.S.C. 1993, pp.283,243 ; Boulan, Rapport de synthèse, in *Droit pénal européen des mineurs*, Colloque Aix-en-Provence, Presse Universitaires d'Aix-Marseille 1992, p.92 ; Gassin, Criminologie, Dalloz 1998, n° 652 ; Pradel, Conclusions générales, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., p.198 ; Huyette, Assistance éducative et prévention de la délinquance, II, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., pp.56,57 ; Geffroy, Assistance éducative et prévention de la délinquance, I, in *Enfance et Délinquance*, op.cit., p.42
- (9) 澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』所収の諸論文、吉中信人「フランスの少年司法制度」*広島法学*二〇巻一号五五頁、田端智明・石田高久「仏・英・独の身柄拘束制度と拘禁施設の現状(一)」*警察学論集*四九巻九号九九頁など。
- (10) Rapport précité, p.23

二 若干の歴史

刑事法における少年の定義は、歴史的には民事法に従っていたようである。何歳をもって少年とするかを明確に法が定めたのはフランス革命以降のことであり、それまではいくつかの基準が設けられていたといわれる。ローマ法では、二五歳未満の犯罪者は成人と異なる取扱いを受けており、それがフランスでも継受されたが、重大犯罪の

場合には「悪意が年齢差を埋め合わせる (*malitia supplet aetatem = la malice supplée à l'âge*)」といわれ、成人と同じ刑罰が科された⁽¹⁾。ユスチニアス法典では、法律行為が口頭で行われることから、言葉の意味を理解できる年齢とされた七歳を民事法上の責任基準とし、それが刑事法でも用いられたといわれ、一方、カノン法では、宗教上の罪を犯し得る年齢を同じく七歳と定めたため、その年齢になれば理性・分別が備わり、法律上の罪の責任も問うことができると考えられた。したがって逆に七歳未満は愚かさ⁽²⁾と無垢 (*imbecillité et innocence*) の時代であり、自己の行為を認識する能力を欠くと考えられた。ところが、カノン法による婚姻適齢 (*puberté*) は男子一四歳、女子一二歳であり、七歳以下はまったく無答責とされるのに、七歳をすぎた子どもをいきなり大人と同様に罰することがためらわれ、やがて七歳から一四歳までは主観的要件 (事実を認識し、かつ罪を犯す意図をもつ能力 *capacitas doli = capacité d'agir consciemment et avec dol*) の有無により責任が阻却または軽減された⁽²⁾という。

父親や尊属は子どもに対して絶対的な権限をもち、大人と同じに罰せられない子どもは両親に委ねられ、その請求により施設に収容されることもあった。貴族は、子どもの振舞いが家名に傷をつける虞があるときはやはり施設への収容を請求したが、その収容先は修道院や教会であった。こうした収容は国王の封印上 (*lettre de cachet*) をもっておこなわれた⁽³⁾。革命期までは少年の刑の減輕について明文の規定がなかったため、裁判官の裁量で減輕されていた⁽⁴⁾が、それ以降は一六歳未満を少年とし、主観的要件の有無により責任を軽減する制度をとり入れ⁽⁵⁾、一九〇六年には少年の年齢は一八歳未満に引き上げられた。

ナポレオン法典ではすでに少年の処遇における保護・教育措置の必要性が認識されていたが、成人の刑事手続と區別して保護・教育を主眼とする制度が整いはじめたのは、今世紀に入ってからである⁽⁶⁾。

「彼らは常に子どものなかにおとなを求め、おとなになる前に、子どもがまずどんなものであるかということとは考えもしない。」(『エミール』戸部松実訳〈世界の名著〉中央公論社)

子供が子供としての人格を認められるきっかけをつくったのは、ルソーの『エミール』であろう。それまで子供は大人と同様に仕事をし、少年時代を飛び越して大人になった。死亡率が高いこともあって、子供を亡くすことはさほど稀なことではなく、また、里子も盛んであった。貧しい者は子供を遺棄し、孤児が増加した。子供の反抗心や不従順さは動物のそれと同じだとすらいわれ、罪を犯した子供は成人の犯罪者のミニチュアとみなされたのである。庶民にとって教育とはすなわち仕事の見習いであった。

「自然は子どもがおとなになる前に子どもであることを望んでいる。」と言い、子供の発見者としてその心身の発達に応じた教育を提唱したルソーが、『エミール』の冒頭で「万物を創るものの手を離れる時すべてはよいものであるが、人間の手に移るとすべてが悪くなる。」と言ったのは、絶対君主制に対する批判であり、その裏返しとしての自然の善性への信頼であり、それはそのまま子供の自然の成長力への信頼となったのであろう。そこでルソーは、絶対主義の悪影響から子供を遠ざけ、社会的不平等に適應するための教育ではなく、子供に本来の自由や自然を返してやるための教育を行わなければならないと説いた。

施療院には、孤児や浮浪少年のほかに罪を犯した少年も収容された。絶対主義の狂信や特権や不正に対する闘いの時代であった啓蒙時代 (Le Siècle des Lumières) は、子供の教育と同時に貧困の追放の必要性を認識させ、無償の

教育施設の創設も主張されたのである。⁽⁸⁾

ルソーに代表される思想が、少年司法に何らかの影響を与えたのはおそらく確かなことであろう。『エミール』から約三〇年を経た一七九一年の法律およびデクレは、一六歳未満を少年とし、行為時の是非弁別能力(discernement)の有無により処遇を分ける方針を明らかにした。この能力がないと判断されるときは再教育措置が採られ、家庭が崩壊している場合には二〇歳まで矯正施設に収容することとされた。刑罰を科す場合は原則として減輕し、死刑を科すべきときは二〇年の収監刑を科すものとし、少年は成人と分離して収監しなければならないとされた。ただし現実には、財政上の理由とその他の政治的混乱の中で、この規定は施行されるには至らなかったのである。⁽⁹⁾ だが、一八一〇年のナポレオン刑法典は、その六六条でこれとほぼ同じ定めをおいた。

ナポレオンの全盛期には、子供に規律を学ばせるには軍隊が格好の場であるとされたり、一九世紀の半ばには、国の産業の発展に伴い、非行少年を収容して手工業や農作業に従事させながら教育も施す私立の施設(colonie industrielle ou agricole) が設立されていた。

一九一二年には少年事件を専門に扱う裁判所が設けられ、アメリカのプロベーションを模範に保護観察制度や社会調査を導入し、施設に収容された少年の精神鑑定を行う施設や、問題のある子供について親からの相談を受ける施設も開設された。二〇世紀初頭には、ヨーロッパ諸国で成人と区別された少年司法制度が整えられはじめたのである。⁽¹¹⁾

ヴィシー政権は、刑罰よりも教育を優先する立場を鮮明にし、社会調査や資質調査を重視した法律を制定した。この法律は対独協力政権が倒れると同時に廃止されたが、その基本方針は一九四五年のオルドナンスでも維持・強

化されたのである⁽¹²⁾。

- (1) Renucci, op. cit., p.10 ; Laingui, Histoire du droit pénal des mineurs, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., p.14
- (2) Laingui, article cité, pp.10,11 ; Roumajon, *Enfants perdus, enfants punis*, Pluriel 1989, p.28
- (3) Roumajon, *ibid.*, pp.77,78
- (4) 盗犯で一四歳の少年が絞首刑になったという例もあるが、概して少年の刑は裁判官の裁量でかなり減輕されていたとす。Laingui, article cité, pp.11-15
- (5) この時主観的要素の有無により責任の軽減を図る制度を取り入れたのは、婚姻適齢前後の子どもの処遇を模範としたものであるとす。Laingui, article cité, p.12
- (6) Renucci, op. cit., p.10 ; Boulan, article cité, p.92
- (7) Roumajon, op. cit., pp.21,23,35
- (8) Roumajon, op. cit., pp.122,123 ; Laingui, article cité, p.13
- (9) *Loi des 25 septembre et 6 octobre 1791, Décret du 19 juillet 1791* ; Roumajon, op.cit., pp.126-130
- (10) 一八三六年に完成した *La Petite Roquette* は少年だけを収容する施設で、その建築方式はベンタムの考案にかかるパンプティコン (panopticon) である。Roumajon, op. cit., p.147 et suiv. 一八四〇年に完成した *Mettray* は各国の同種施設の模範となったとされるが、その徹底した管理・運営を評してフォーコーは、*Mettray* の完成した日が監獄制度が完成した日であると言っている。Foucault, *Surveiller et Punir : Naissance de la Prison*, Gallimard 1975, p.300 ; Roumajon, op. cit., p.213
- (11) Roumajon, op. cit., pp.312,317,322 ; Boulan, article cité, p.92
- (12) Roumajon, op. cit., pp.322,323

三 現行制度の概略

現行法では、一八歳未満を少年とし、一三歳未満には刑罰を科さないが、ヨーロッパ統合に伴って諸国との調整の必要も認識されている。一三歳以上の少年にも原則として刑罰ではなく、非刑事の保護、援助、観察、教育措置を採ることとされているが、少年の資質および情状により必要なときは刑罰を言い渡すことができ、その場合は刑を減輕する。ただし、一六歳以上については減輕しないこともできる。収監刑の言渡しは、再犯防止に逆効果であるとして見直しが議論されており、これを重大犯罪に限定し、罰金、各種資格の制限、公共奉仕命令などを中心にすべきことが主張され、また、被害者への賠償命令の重要性が指摘されている。少年事件を扱う裁判所は一九四五年オルドナンスにより専門化されているが、現状ではそれはほとんど内容のないものとなっていると批判されており、九〇年草案も専門化の強化を唱えていた。

制度の中核は少年係裁判官で、調査・捜査、審理、矯正に参与し、さらに非刑事の措置を採る権限をもつ。刑事では、第五級の違警罪および軽罪を調査・捜査し、単独・非公開で身柄拘束を伴わない処分を言い渡すか、少年裁判所（Tribunal pour enfants）へ事件を送致する。従来、少年係裁判官への事件送致は検察官によることが義務づけられていたが、前述の九六年七月改正で、検察官は、犯罪の証拠が十分に裁判官による資質調査等も不必要と判断する事案については、司法警察員を通じて少年を少年係裁判官のもとへ出頭させ、裁判官は直ちに必要な教育的措置等採ることができるという手続を導入した。従来は、検察官が裁判官に調査を請求し、請求を受けた裁判官は、少なくとも制度上は直ちに教育的措置を採ることはできず、一定の調査期間をおいてから処分を言い渡すことに

なっていたのである⁽¹⁾。少年裁判所は、少年係裁判官を裁判長とし、少年係裁判官から送致された事件のほか、一六歳未満の少年が犯した重罪を扱う。その裁判に対しては、控訴院特別部 (Chambre spéciale de la Cour d'appel) に上訴することができる。

一六歳以上の少年の重罪⁽²⁾は、少年重罪院 (Cour d'assises des mineurs) の管轄で、二名の陪席裁判官は少年係裁判官であるが、陪審員の参加は成人事件と同様である。現行制度では、事件が重大になるにしたがって裁判所の構成の専門化の程度が低くなる点が批判されており、少年係裁判官の権限を拡大したうえで、少年裁判所では傷害、薬物犯罪、加重盗犯のみを扱うこととして、少年係裁判官との権限の分担をより明確にし、重罪は特別に構成される少年裁判所で扱い、少年重罪院を廃止してはどうかという提案もある。

捜査中は、わが国の社会調査や資質調査、試験観察、観護措置に類似の措置を採ることができるが、もつとも議論されるのが少年の未決勾留である。立法者も学界も少年の未決勾留をできるだけ制限すべきであるとの一般的立場では一致しており、前述のように、裁判官は身柄拘束を伴う処分を極力避けている。

一九四五年オルドナンスの進歩的特徴のひとつとして挙げられるのが、処遇における教育的措置の優位であるが、制度上、裁判所が採り得る措置としては、説諭、親権者または第三者の観護に付すこと、公的・私的施設への收容、保護観察、刑罰の言渡しなどがある。また、近時は、被害者への損害賠償を処遇の一部に取り入れることの意義が強調されている⁽³⁾。

このほか、民法に教育的措置 (assistance éducative) 家族および社会扶助法 (Code de la Famille et de l'aide sociale) に子供の社会的保護措置の定めがある。いずれも問題を抱える家庭の援助を通じて子供を保護するための非刑事の

措置である。教育的措置は、歴史的には、前述のように古くからあった親の子供に対する監督権の行使に由来するもので、ナポレオン法典にも父親が国に子供の収監を請求することができる旨の定めがあった。やがて刑罰よりも予防の重要性が説かれ、子供の健康やモラル、安全や教育といった面に両親のケアが十分に行き届かない場合は、これを公的機関が援助する制度が設けられた。現在では民法がその権限を少年係裁判官に与えている。場合によっては子供を非行の原因となっている家庭環境から引き離す手段も採られるが、基本的にこの制度は、子供のために良好な家庭環境を整える援助策と位置づけられている。民法によれば、親権に服さず、または健康や安全、モラルや教育環境に問題のある子供に対し、親権者または後見人、少年自身、検察官の請求で、少年係裁判官が教育的措置の必要性を判断する(三七五条)。少年係裁判官は、事情に応じて家庭にカウンセラーなどを派遣し、本来の家庭の環境を改善するか、または、第三者の家庭あるいは公的・私的施設に少年を委ねるなどの措置を採る。施設の運営は県にも任せられている。県には、非行の原因となり易い環境にいる子供または家庭に物的援助や教育上または心理学上の援助を与える権限がある。このほか、県および自治体の犯罪予防に関する協議会が国と連携して活動し、少年に就職の機会やスポーツに参加する機会を提供する活動を行っている。

- (一) Art.1 de la loi n° 96-585 du 1er juillet 1996. 少年係裁判官は調査の必要性の程度に応じていくつかの処分を選択肢をもつ。 Art. 2 de la ladite loi. Voir, Gunehc, *Aperçu rapide sur la loi n° 96-585 du 1er juillet 1996 relative à l'enfance délinquante*, J.C.P. Ed. G., n° 30-35 (24 / 07 / 96). この法改正が簡単なものにとどまったのは、増加する少年犯罪に対処するとりあえずの方策が求められたためであるが、少年事件に十分な資源を割り当てることによってではなく、手続を簡略化することで迅速な処理を目指すことには当然批判があった。 *Discussion au Sénat, Séance au 19 juin*

(2) 重罪は、無期懲役または禁錮、三〇年、二〇年、一五年の懲役または禁錮が科される刑で、謀殺、故殺、殺人・傷害を伴う盗犯などがこれにあたる。軽罪は、収監刑、罰金、日数罰金、公共奉仕命令、権利剝奪または権利制限刑、失権その他の附加刑が科される罪で、このうち収監刑は一〇年、七年、五年、三年、二年、一年、六月であり、盗犯や藥物取引がこれにあたる。違警罪には収監刑はなく、罰金の最高額は一万フラン(累犯加重の場合は二万フラン)である。

(3) Margery Fry の言葉が想起される。“Compensation cannot undo the wrong, but it will often assuage the injury, and it has a real educative value for the offender, whether adult or child.” Margery Fry, *Arms of the Law*, 1951

四 少年の責任能力⁽¹⁾

1 現行少年法に至るまで⁽²⁾

一八一〇年刑法典では、少年の刑事無答責を推定する制度は存在しなかった。しかし、当時の刑事未成年である一六歳未満の少年の裁判を担当する刑事裁判官は、有罪の審理の後、有罪宣告の前に、少年の是非弁別能力に関する審問を行い、その結果、右能力なしに行為したと思料した場合には、これを放免しなければならないとされ、これが機能的には一種の無罪の宣告の役割を果たしていた。そして、少年が是非弁別能力をもって行動したと思料したときには、減輕的宥恕の規定(旧刑法典六六条、六七条)により刑を減輕した。なお、その後、一九〇六年四月一二日の法律は刑事未成年の年齢を一六歳未満から一八歳未満に引き上げたが、減輕的宥恕の利益は引き上げられなかった。

一八一〇年刑法典が定める少年の刑事責任に関する制度は、一九一二年七月二二日の法律によって修正された。

この法律によつて、まず、一三歳以上一八歳未満の少年を対象とする少年裁判所が創設されたが、これは軽罪裁判所の特別部であつた。一三歳未満の少年に対しては、評議部の民事裁判所で裁判がなされた。つぎに、保護観察の制度が導入され、少年の教育につき裁判所による後見が可能となつた。さらに、右法律によつて、刑事責任に関するいくつかの修正がなされた。すなわち、一三歳未満の少年に対する是非弁別能力の審理を廃止し、これらの者には刑事無答責の絶対的推定を働かせ、教育的処分のみを可能とし、一三歳以上一八歳未満の少年に対しては、是非弁別能力の審理の結果これがあるとされた場合には、一六歳未満であれば減輕的宥恕が認められ、ないとされた場合には、一三歳未満の少年に対するのと同様の取扱いがなされた。

2 現行少年法⁽³⁾

新刑法典一二二―八条は、「犯罪について有罪と認められた未成年者は、特別の法律に定める要件に従つて、保護、援助、監督及び教育の処分の対象とする(一項)」。前項にいう法律は、一三歳以上の未成年者に対して刑罰を言渡すことができる要件を定める(二項)⁽⁴⁾と規定する。そして、特別法にあたるのは現行の少年法である一九四五年二月二日のオルドナンス(一七四号。以下、単にオルドナンスとする)である。このオルドナンスは、それまでの改正を受けて、一八歳未満の少年に対する是非弁別能力の審問を廃止し、減輕的宥恕の利益の対象を原則として一八歳にまで引き上げるなど(二条三項)新たな改革を行ったものである⁽⁵⁾。それによれば、少年の刑事無答責の原則(Le principe de l'irresponsabilité pénal du mineur)により、罪を犯した一八歳未満の少年は、すべて刑事責任がないものと推定され(二条)、原則として、保護、援助、監督、教育の各種処分に服することになる。

(1) 絶対的推定

未成年者のうち、一三歳未満の少年についての無答責の推定は絶対的推定であり、有罪判決及び刑の言渡しはできず、単に上述の教育的処分を科しうるのみである。

さて、オルドナンス一条においては、一三歳未満の少年は、刑事上は無答責であるが、少年裁判所に出廷しなければならぬとされ、特別な裁判所の介入が予定されている。すなわち、犯罪が少年の責めに帰せられ(一条)、非行事実の認定がなされたときには(一五条)、少年裁判所は、保護、援助、監督、教育的処分を言い渡すことができるとされている。そこで、条文上規定がされていないごく年少の子供の刑事責任の問題が生じることになり、教育的処分が許される条件が問われることになる。

この問題については、二つの重要な判例がある。その一つは、一九四八年五月二八日のモー(Meaux)少年裁判所の判決であり、⁽⁶⁾そこでは、一三歳未満の少年に処分を言渡すときには、単に子供の実体的有責(culpabilité matérielle)の証明がなされていなければよいとした。しかし、この判決に対しては批判がある。第一に、犯罪行為に関する実体的な審査を行うことによつて、すでに、子供の教育について権限を超えた国家の探索的な介入を認めることになるという点である。たしかに、新社会防衛論の支持者によれば、オルドナンスの教育的処置は少年の利益に反してとられる制裁ではなく、その利益のためにとられるものであると考えられるかもしれないが、かかる善意こそがまさに危険だというのである。そこで、犯罪の成立は、少年の責任の存在を前提とすべきであるという見解が唱えられている。第二に、低い年齢の子供を心神喪失者よりも厳しく取扱ひ、子供を数カ月も裁判所へ召還することになり、これは、ごく年少の子供への心理的悪影響を与える虞からしても不当だという点である。

重要な判例のその二は、基本となる判決であるとして一般に評されている⁽⁷⁾、ラブーブ (Laboube) 判決である⁽⁸⁾。この判決では、「オルドナンス一条と二条が、当事者の是非弁別能力の有無にかかわらず、未成年者の刑法上の無答責原則を規定したとしても、法の一般原則に則して、実体的行為 (Fact matériel) に加わったことが証明された少年はこの行為を『理解』し『意欲』したことがやはり必要である。すべての犯罪は、行為者が『認識』と『意欲』をもって行爲したことを前提とする」とされた。この判決によれば、オルドナンスのいう教育的処分も、未成年者が罪を犯したことを前提とし、したがって、その行為を理解し意欲して行つた場合に限って言い渡され、さもなくば、少年を無罪としなければならない。ここでは、刑法上の原則が維持されている。そして、このように犯罪の存在を必要とし、しかし少年であることを理由に特別の扱いをされるという点で、未成年者の法的状況は、そもそも認識能力と意思能力の欠如を理由に犯罪そのものが存在しない心神喪失の場合と区別されるのである。

なお、右裁判所の判決は、非行少年の新たな下位カテゴリーとして年少少年 (le mineur infans) という観念を示した。それによると、意欲することと理解することの能力は、刑法を適用する最低条件であり、一三歳という限界の下方で、当該少年がその行為を意識することができる、条文には書かれざるある限界が存するというのである⁽⁹⁾。

(2) 単純な推定

一三歳以上一八歳未満の少年についても無答責の推定が及び、これらの者は、原則上は教育的処分に付されることになるが(オルドナンス一五条、一六条)、この推定は絶対的ではなく、単なる推定であるため、少年裁判所および少年重罪院の判断で、「犯罪者の環境および性格に照らして刑罰の必要性が高いと思料される場合」には刑を言い渡すこともでき(二条二項)、それには保護観察の処分をも付すことができる。刑事的処分か教育的処分かの裁判官の

選択は、少年の是非弁別能力ではなく、その性格に照らしての処分の適性に導かれうる。そして、この適性の問題は、単に自由意思の存在を前提とするばかりでなく、受刑能力という観念に還元されるところの犯罪学上にいわゆる「刑罰によって効果を引き出すことができること」をも前提とするので、その意味では、帰責の古典的な観念からの乖離という側面もみられる。⁽¹⁰⁾しかし、受刑能力は、行為者がその行為を理解し意欲することができ、責任主義が満たされてはじめて考慮されるので、その意味では帰責の古典的な概念は維持されている。⁽¹¹⁾

ところで、オールドナンスの編纂者は、帰責という基準に代えて受刑能力という基準を用いようとしたとされている。ここにいう帰責とは、行為時の、制裁に値する資格という法的な概念であり、受刑能力は、上述のように、判決後の、制裁によって効果がもたらされる資格という犯罪学上の概念である。⁽¹²⁾もつとも、このような解釈は、恣意的な再社会化の試みを正当化しうる危険性をもはらんでいる。そこで、ラブーブ判決やオールドナンスの編纂者の指摘するように、帰責を刑事上のあらゆる責任の必要条件とし、恣意的な再社会化の障壁とすべきであろうというのである。とすると、帰責と受刑能力とは、互いに補充的であり、「帰責は制裁が理由のあるものであるか否かを確認し、受刑能力は、裁判官をして制裁の類型を選ばせる」ということになる。⁽¹³⁾

なお、今日、裁判官が刑罰による制裁を選択し、刑を言渡すことは、かなり頻繁であり、これはおそらくオールドナンスの編纂者が予想したところよりもずっと多いといわれている。そして、この点が、少年法における議論の的一つをなしている。

(3) 減輕的宥恕⁽¹⁴⁾

未成年に対する減輕的宥恕の規定により、一三歳以上一八歳未満の少年に刑が言い渡される場合には、成人の場

合よりもその刑は緩和される。すなわち、第一級から第四級までの違警罪については、少年に対し罰金刑しか科すことができず（オールドナンス二一条二項）、重罪、軽罪、第五級の違警罪については、以下のように必要的に減輕される。少年裁判所および少年重罪院は、一三歳以上一八歳未満の少年に対して、科されるべき刑の二分の一を超える自由剝奪刑を言い渡すことはできない。もし科されるべき刑が無期懲役にあたる場合には、一〇年の懲役を超える刑を言渡すことはできない（二〇―二条一項）。また、罰金に関しては、科されるべき罰金額の二分の一を超える、または五万フランを超える罰金刑を言い渡すことはできない（二〇―三条）。しかし、少年が一六歳以上一八歳未満であれば、少年裁判所および少年重罪院は、例外として、また、事件の諸環境と少年の性格を考慮して、減輕宥恕の規定を適用しないことができる（二〇―二条二項）。なお、少年裁判所が執行猶予の有無を問わず拘禁刑を科すときには、特別な理由が必要であり（二条三項）、一六歳以上一八歳未満の少年には、公益奉仕労働に関する規定が適用され（二〇―五条）、一三歳以上一八歳未満の少年に対して刑を言い渡す場合には、保護観察を付することができる。

3 展 望

世界的にみても、少年についての原則上の刑事無答責に代えて減輕刑事責任を取り入れる方向に向かっていることは確かであり、それが必要である以上不可避でもある。少年法の改正の草案はこの觀念を認めたが、新刑法の編纂者は、そこまでには至らなかった。

まず、原則上の刑事無答責については絶対的推定であるか否かを問わず、拒否されるべきであるとする見解があるが、その理由は、第一に、この制度が時代遅れになり、現実にそぐわないということである。つまり、今日の犯

罪学によれば、少年犯罪については、「一般の非行者 (délinquants ordinaires)」の他に、「強度の非行者 (super-delinquants)」や「暴力的掠奪者 (prédateurs violents)」が認められ、早期のそして根深い非行の存在も明らかにされている。⁽¹⁶⁾ 第二に、制度の不公正さも指摘されている。少年の刑事責任に関する現行法は不十分であるため、一方では年少少年の訴追は、まったく適応しておらず、⁽¹⁷⁾ 他方で、責任に関する規定を実施することは、少年の減軽宥恕を排除することになり、とりわけ重い有罪判決の言い渡しに通じうるといのである。少年に対しても刑事責任は存在しなければならぬが、それは減軽されたものでなければならぬ。

一九九〇年七月一〇日に公表された、少年法改正に関する司法省草案 (Avant-projet de loi portant réforme du droit pénal et de la procédure pénale applicable aux mineurs 以下草案とする) の編纂者は、一九四五年のオルドナンスによる減軽的宥恕の原則を重要な進歩であると考えてはいたが、それでは不十分であるとして、未成年者に関する刑事責任を規定しようとし、その際国内法と国際的規定、とりわけ「子供の権利条約」の規定と一致させようとした。⁽¹⁸⁾ その四〇条は、締結国に子供について刑事訴追可能な年齢の下限を定めることを要求しているところ、ヨーロッパの大部分の立法はこの下限を七歳から一四歳に定めているので、草案第二条は、一〇歳未満の少年は、刑事訴追の対象とはならないとした。⁽¹⁹⁾ このような解決策は、好意的に評価されている。ただ、草案が、粗暴きわまりなく、きわめて暴力的である非行を考慮にいれていない点で不十分であるとの評もある。

未成年者の刑事責任に関しては、ヨーロッパのレベルでの動向はどうか。ヨーロッパ会議は、とるべき処置は教育的性格のものでなければならぬこと、未成年者の性格に配慮し特殊性を考慮すべきであること、あるいはさらに未成年者の刑法の目的たるべき教育と社会的受け入れという目標などが確認されている。未成年者の刑事責任に

関するヨーロッパ刑法では、「非行事実の確認がなされたときには」ということを要件とすることがとりわけ強調されている。そこで、ラブーブ判決の示した諸原則を尊重しなければならず、また、減輕刑事責任という考えも不可避であるとする見解が有力である。

(一) Stefani, Levasseur, Boulloc, Procédure pénale, 15e édition, Dalloz 1993, n° 388 et s. 同・澤登俊雄・澤登佳人・新倉修訳『フランス刑事法〔刑法総論〕』二七五頁、Renucci, op. cit. p. 112 et s. 赤池一将「フランス少年司法改革の動向」高岡法学三巻二号一頁、同「フランス少年司法改革の動向」澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』二八四頁、酒井安行「フランス少年司法の歴史」同二四九頁、高内寿夫「現行少年の手續の概要」同二五八頁、新倉修「フランス少年刑法と国際準則」同三〇一頁、澤登俊雄『少年法入門』二二六頁参照。

(二) Stefani, Levasseur, Boulloc, op. cit. n° 392 et s. 澤登俊雄・澤登佳人・新倉修訳『フランス刑事法〔刑法総論〕』二八〇頁。これまで、一九七六、一九七八、一九八三年の草案には刑事未成年に関する規定が存在したが、最近の司法省草案には当初刑事責任に関する規定は存在しなかった。これは、この問題はかなり複雑な内容とならざるをえず、刑法典に規定するよりも、むしろオルドナンスの改正に任せるべきであると判断されたからであろう。しかし元老院法務委員会では、シンボリックな意味でも刑法典の草案に未成年者に関する規定をおくべきであると考えられた。当初の元老院法務委員会では、刑事未成年者に関する規定については、第一部総則、第一編刑事責任、第一章一般規定中の共犯の後におくとする政府の修正案は退けられ、第二章無答責事由または責任軽減事由中に規定するとする委員会提出の修正案が通った。第一二二一六条の未成年者の刑事責任に関する規定がこれであり、それは一三歳未満の少年の刑事無答責を規定し、一三歳以上一六歳未満の少年は特別法に定める場合でなければ罰せられないと規定し、一六歳以上の少年についても同様であるとし、刑法典における少年とは一八歳未満であると規定する。その後、国民議会では大幅な修正がなされた。すなわち、第一二二一六条は、「犯罪について有罪と認められた未成年者は、特別の法律にさだめる要件に従って保護、援助、監督および教育の処分の対象とする(二項)。前項という法律は、一三歳以上の未成年者に対して刑罰を

言い渡すことができる要件をさだめる(二項)。この未成年者に対して適用できる自由剝奪刑は成人に対して科される刑の半分を超えることができない(三項)。」とする。その後、元老院第二読会に提出された報告書では、さらに修正がなされ、第一二二一六条は「未成年者が刑事上の責任を負う要件および罰せられる要件は、これを法律で定める(一項)。削除(二項)」とされた。国民議会法務委員会はこれに対して、少年は、保護、援助、監督、教育の各処分の対象となる、一三歳以上の少年に対しては、減輕的宥恕の点を考慮し、一三歳以上一六歳未満の少年と一六歳以上一八歳未満の少年の区別を維持する、刑罰を宣告する要件を特別法に委ねる、科される刑はその半分以上を減輕する、という修正案を採択した。さらにその後、元老院法務委員会では、再び法文の簡略化が図られ、未成年者が刑事責任を有する要件および処罰される要件を法律に規定することだけを本条に規定すると定める修正案が提出された。そして、最終的には刑法典第一二二一八条で、上述の規定となった。フランス刑法典総則規定の改正案に関する元老院および国民議会の法務委員会報告書に関しては、フランス刑法研究会、國學院法学二八巻一号一二二頁(竹村典良)、同二号九五頁(藤山公一郎・新倉修)、同三〇巻三号六九頁(岡上雅美)、同三一巻三号一四七頁(新倉修)を参照。

(3) Renucci, *op. cit.*, p.112 et s.; Stefani, G. Levasseur, B. Bouloc, *op. cit.*, n° 388 et s. 同・澤登俊雄・澤登佳人・新倉修訳『フランス刑事法〔刑法総論〕』二七五頁。

(4) 法務資料四五一号参照。フランスでも、ヨーロッパのほとんどの立法と同じく、刑事上の成年を一八歳以上としている。なお、青木人志「フランス新刑法の研究・刑法総則(二)」法律時報六六巻八号七九頁。

(5) その四つの原則は、少年司法の専門化、教育的処分の優先、少年に対する刑の減輕宥恕、処分の個別化である。なお、オールドナンス二条は、少年刑法での一九四五年当時の要求にかなうものでり、そこには新社会防衛学派の影響は明かであったが、今日ではその刑事法の分野での影響は減退しているともいわれている。

(6) Trib. enf. Meaux 28 mai 1948, *Gaz. Pal.* 1948-2-177.

(7) J. Pradel et A. Varinard, *Les grands arrêts du droit criminel*, *op. cit.*, p.416.

(8) *Crim.* 13 décembre 1956, D., 1957, p.349 note Patin.

- (9) G. Levasseur, L'élément moral et la responsabilité pénal. In : La confrontation de la théorie générale de la responsabilité pénal avec les données de la criminologie, Dalloz, 1969, p.994.なお、被害者への賠償については、少年犯罪の被害者は、伝統的に民事賠償請求権を持つが、オルドナンス六条により、被害者は、少年裁判所でも権利を主張することができる。そこで、刑法の領域外とされるごく年少の少年が加害者であった場合が問題となるが、たとえ行為者が是非弁別能力を欠く少年であってもその者に対して損害賠償の権利を持つとされている。子供の過失は、もはやその行為者に帰すべき不正な事実(fait)ではなく、具体的に評価された不正な事実ではないというのである。Ass. plén.9 mai 1984, Bull. no163 et 164 ; J.C.P. 1984, 20256 note Jourdain, Civ. 12 décembre 1984, Bull. civ. n° 193.
- (10) 一般に、刑事責任 (la responsabilité pénal) については、有責〈culpabilité〉(故意、過失)と帰責〈imputabilité〉(理解し意欲する能力)が検討されねばならないとされている。このような解釈に対しては、犯罪は最小限の認識があればよいのであり、理解する完全な能力、すなわち是非弁別能力までは不要であるとする批判も可能となる。しかし少年にあっては両者を区別することは困難であるとの反論もある。
- (11) A. Pradel, op. cit., n° 448.
- (12) R. Merle et A. Vitu, op. cit., n° 596 et 583.
- (13) *ibid.*, n° 583.
- (14) 旧刑法典はその六六条以下の規定で刑の減輕の方法を定めていたが、新刑法にはかかる規定が盛り込まれなかった。そのため、刑の減輕方法に関しては、一九九二年一月一六日の法律(一三三六号)により、一九四五年オルドナンスの減輕的宥恕の規定に新規定を設け、あるいはこれを修正するというかたちで手当がなされた。
- (15) Renucci, op. cit., p.112 et s.
- (16) Fréchette et Leblanc, Délinquance et délinquants op. cit., p.133 et s. ; Gassin, Criminologie, op. cit., n° 652.
- (17) この点については、子供の権利についての世界会議は、少年の刑事責任年齢の限界を定義することを参加各国に促しているが、それは正当であると評されている。

(18) なお、草案の基本原則は、少年司法の専門化の徹底、少年手続における人権保障の充実、少年の刑事責任と適用される刑罰の適正化、司法的対応の多様化にあるとされている。また、草案では、訴追可能な最低年齢の他、一六歳以上の少年に減輕宥恕の利益をこれまでのように認めないことによる弊害も問題にされている。赤池・前掲「フランス少年司法改革の動向」二八五頁。ただ、この草案は採択されるにはいたっていない。

(19) ただ、草案では、民法の予定する教育的援助の処置の対象となるとする(民法三七五条以下)。なお、一九七八年草案では、右年齢は一三歳とされていた。九〇年草案では、中間的な解決策が採られたわけである。

(20) C. Lazerges, *Seuils d'âge et responsabilité pénal*, Colloque sur "Le droit pénal européen des mineurs" 43 et s.

五 争 点

1 警察での身柄拘束と弁護権

警察段階で問題となるのは、ガルダ・ヴュ (*garde à vue* ≡ 本来の意味は人を監視下におくこと。警察留置) と、それに伴う弁護権である。司法警察に、その裁量で被疑者または証人の身柄を一定時間拘束することを許すこの捜査方法⁽¹⁾は、取調べ目的で行われるが、一九九三年の刑訴法改正で重要な争点となった。その際、少年の身柄拘束は、可能な限り制限することも提案されていたが、少年の保護と捜査の必要を勘案し、二転三転の結果、結局一〇歳以上の少年については身柄拘束を許しながら、弁護権などの充実で対処することとなった。すなわち、一三歳以下の少年の身柄拘束は原則として許されないが、司法警察員は、七年以上の収監刑が科せられる重罪または軽罪で、罪を犯したことを推定させる重要で一貫性のある証拠があり、捜査のため必要があるときは、検察官または予審判事もしくは少年係裁判官の事前の同意を得て、一〇歳以上一四未満の少年の身柄を拘束することが許される。拘束時間

は同意を与えた検察官または裁判官が定めるが、これは一〇時間を超えることはできない。この時間は一〇時間を限度に延長することができる。⁽²⁾一四歳以上の少年については成人と同様であるが、司法警察員は少年の身柄を拘束したときは、両親または後見人などにその旨を通知する。ただし、検察官または裁判官は、その通知を二四時間、身柄拘束の延長ができない事案にあつては一二時間まで延期することができる。一四歳以上一六歳未満の少年の犯した五年未満の収監刑が科される軽罪については、ガルダ・ヴュの延長は許されない。一六歳未満の少年の身柄拘束開始時には、検察官または裁判官は、少年を診断する医師を任命しなければならず（成人の場合は請求による）、少年は身柄拘束された時点から弁護人と接見することができる（この権利は告知される。成人の場合は、一般犯罪では身柄拘束開始から二〇時間を経た時点から三〇分の接見が許される）。少年が接見を請求しないときは、法律上少年の権利を保護する地位にある者が弁護人を選任することができる。一〇歳以上一四歳未満の少年については、少年または両親等が弁護人を選任しない場合、検察官または捜査担当の裁判官は遅滞なく弁護士会長にその旨を告げ、弁護士会長が弁護人を選任（国選）する。⁽³⁾

ガルダ・ヴュ段階からの弁護権を保障したのは、一九九三年の刑訴法改正である。この段階での弁護人の重要性は、成人についても予ねてから指摘されており、立法府は、成人については曲折の末、身柄拘束開始から二〇時間を経た時点で接見できることとしたが、少年には身柄拘束時からの接見を保障した。身柄拘束の事実を保護者に告げる時間を遅らせることができるとの定めをわざわざおいたのは、その是非はともかく、とりわけ共犯の事案で捜査に支障が生じるのを防ぐためであろうし、一旦は一切禁止した一四歳未満の少年の身柄拘束を例外的にせよ復活させたのも、低年齢の少年が重大な犯罪に係る場合の捜査の必要が強く認識されたためであろう。そこで、被

疑者が少年の場合にも、捜査・取調べの必要を正面から認めると同時に、身柄拘束による弊害を弁護人の介在や時間の制限で緩和する道が選択されたものであろう。⁽⁴⁾

警察段階に限らず、手続全般を通じて弁護人の活動を充実させることは、現在のフランスの刑事手続における共通認識であり、少年事件を専門に扱う裁判所や検察官と同様に、少年事件を専門とする弁護士の養成の必要性も説かれている。そこには、少年をただ保護の対象とみるのではなく、自己表現する一個の人格として、弁護人を通じてその言い分を聴くべきであるということと、少年事件にあつては、真実発見義務を負う予審判事や少年係裁判官によつて被疑者・被告人の権利保障が全うされるという成人の刑事手続の建前とは別の関心を働かせる必要があるという認識が現れているのではないだろうか。⁽⁵⁾

2 検察官の役割

フランスの少年司法は、それに携わる機関が専門化され、少年の資質に応じた教育措置を採ることを主眼とし、少年係裁判官が大きな役割を果たすが、捜査や裁判の構造は成人事件と基本的に変わらない。つまり、わが国のような全件送致による家庭裁判所の職権主義的調査・審判ではなく⁽⁶⁾（わが国の家庭裁判所の審判のあり方はフランスの予審に類似している）、成人事件と同様に、捜査の終結権限は検察官にあり、少年係裁判官が単独・非公開で処分を言い渡す場合を除き、少年裁判所および少年重罪院での審理には成人事件と同様に検察官が関与し、対審構造で審理が行われる。検察官の事件処理の選択肢は事案に応じて複数あるが、とりわけ近年注目されるのは、被害者への弁償・賠償を条件とする不起訴処分の効果的な利用である。九三年の刑法改正では、検察官が起訴・不起訴の処分をす

る際に、事件の重大性や被害者の利益、犯罪者の社会復帰の可能性などの事情を勘案して、被害弁償を促すことができるとの定めがおかれた⁽⁸⁾。被害者への早期の損害回復だけではなく、少年に自らの行為の結果を認識させ、その責任を自覚させる教育的効果が期待されているが、おそらくはいわゆるデイヴァージョン（*déjudicialisation*）の一環でもあろう。

検察官には訴追裁量権が与えられているが、少年については、少年および保護者に書面で説諭を与えたうえで不起訴処分にする措置を採ることもできる（*classement sans suite* —— *admonestation* ——）。事件が軽微で、加害者が被害を弁償・賠償している場合などに用いられるものである。

第五級の違警罪以上の犯罪では、前述のように裁判官による捜査・調査を必要としない場合を除き、裁判官による捜査が行われる。検察官は、違警罪および軽罪については少年係裁判官に事件を送致し、同裁判官は、少年を召喚して捜査・調査を行う。検察官は事件を送致した旨を保護者にも通知する。

重罪または事案が重大・複雑な軽罪の場合は、検察官は予審判事に事件を送致し、予審が行われる。少年には弁護権および国選弁護権が告知され、この場合も保護者への通知が義務づけられている⁽⁹⁾。

なお、裁判所や弁護士と同様に、検察官も専門化しており、また、検察官には、地域の組織と連携した犯罪防止活動への関与も期待されている⁽¹⁰⁾。

3 裁判官による捜査および調査

第五級の違警罪以上の犯罪では、少年係裁判官または予審判事による捜査・調査が行われる。これは、成人の場合

合と同様に真実の発見を目的として行われるが、少年事件では、少年の性格・資質 (personnalite) の把握も目的とされている。捜査・調査を開始したときは、両親その他の保護者にその旨を通知し、弁護人を選任または国選することが義務づけられる。

予審判事は、重罪および複雑な軽罪の捜査権限をもち、少年事件専門の予審判事がおかれている。一方、大審裁判所の裁判官から三年間の任期で任命される少年係裁判官は、少年事件についての捜査、審理、矯正に携わるほか、民事上の措置を採る権限ももつフランス少年司法の中核をなす機関である。少年係裁判官は、前述のように第五級の違警罪と軽罪について、検察官から送致された事件を捜査・調査する権限をもち、事案によっては予審判事に事件を送致することもできる。⁽¹¹⁾

少年係裁判官は、捜査・調査と審理双方に関与するが、少年裁判所の裁判長も務め、捜査・調査にあたった裁判官が裁判長となることもできる。刑事手続においては、捜査と審理はそれぞれ別の裁判官が担当するのが原則であるが、少年の資質と事件を最も良く知るのは少年係裁判官であり、捜査と審理の分離原則を墨守するよりも、少年係裁判官が一貫して関与したほうが少年にとって適切な措置を採ることができるというのが、少年手続の特例が設けられている理由である。これについては、捜査・調査を担当した裁判官による予断の虞が指摘され、公平な裁判所による裁判を受ける権利を保障するヨーロッパ人権条約六条に違反するのではないかとの批判があった。⁽¹²⁾しかし、破棄院は、少年事件における教育的配慮の必要から、現行制度は同条に違反しないと判断した。

少年係裁判官は、調査を終えると、自ら非公開で説諭を与え、もしくは保護者の観護に付し、あるいは少年裁判所に事件を送致する。少年係裁判官は、軽罪については予審判事と捜査権を共有し、処遇についてはごく限られた

権限しかもたないので、軽罪についての捜査権を少年係裁判官の専権とし、少年に対して採り得る措置を拡大して罰金以下の刑を科すことができるようにし、一方で、身体に対する罪や薬物犯罪、加重盗犯などについては少年事件裁判所に送致を義務づけるという提案もされている⁽¹³⁾。

少年の未決勾留は、可能な限り例外として運用すべきであるとされている。一九九七年現在で、フランス国内の刑事施設に拘禁されている約五万二千人のうち、少年は五七〇人余（二パーセント強）であるが、そのうち未決勾留に付されているものが八〇パーセントを占めるとい⁽¹⁴⁾う。一九七〇年以降、少年の未決勾留の制限は次第に厳しくなってきたが、現在では、少年の未決勾留はやむをえない場合に限られ、一四歳以上一六歳未満の少年は、七年以下の軽罪の場合は一ヶ月（対審構造で聴聞のうえ一ヶ月の延長ができる）、それ以外の罪の場合は四ヶ月を基準とし、延長する場合も全体で一年を超えることはできず、重罪の場合は、一四歳以上一六歳未満の少年は六ヶ月（六ヶ月の延長可）、一六歳以上の少年は一年を基準とし、延長できるが、全体として二年を超える勾留をすることはできない⁽¹⁵⁾。

少年に限らず、予審における被告人の身柄拘束（未決勾留）については以前から議論があつた⁽¹⁶⁾。裁判官が適当な条件をつけ、身柄を拘束しないで出頭確保を図る措置（control judiciaire）では不十分と判断される場合で、証拠破壊、証人威迫、共犯者との通謀の防止に必要なとき、または、犯罪による混乱の回復、被告人保護、犯罪の継続または再発防止、被告人の身柄保全のため必要なときに、四ヶ月を最短期間として被告人の身柄を拘束することができるこの制度は、その決定を捜査担当裁判官（予審判事）自らがするため、恣意的な運用の危険がつとに指摘されてきた。そのため、一九九三年一月には、一旦、未決勾留に付す決定を合議制とし、その決定に関与した裁判官は公判審理から除斥されるとする改正が行われたが、八月にはその改正部分が廃止されて、従来の制度に戻っている。実

務上の混乱もその理由のひとつであるが、とりわけ少年事件に関しては、やはり事情を知悉した裁判官が捜査から審理まで一貫して担当すべきであるとの判断が勝つたものであろう。可能な限り少年を未決勾留に付さないとの姿勢は今後も維持されるであろうが、これを完全に廃止することは、望ましくも、現実的でもないと認識されている⁽¹⁷⁾。裁判官は、捜査機関等に少年に関する社会調査を行わせ、資格のある個人または機関に資質調査を依頼することができる。現在では、少年裁判所ごとに調査課が設置され、裁判官の調査依頼に応じるほか、少年に対して採るべき措置について提言している。少年の行動観察は民間機関に委託されることもあり、施設に収容しないで行う観察の期間は平均で五、六ヶ月に及ぶという⁽¹⁸⁾。少年裁判所ごとに調査課が設置されたのは一九八七年のことであるが、それ以前から専門家による調査が効果的に機能していないことが指摘されていた⁽¹⁹⁾。かつて、その原因は主に少年の心身の発達や社会の変容に調査方法が追いつかないことにあるといわれたが、少年司法への専門家の関与がより広く求められるにつれて、法の専門家たる裁判官と、科学・教育の専門家の間には主導権争いが生まれ、相互不信が円滑な調査活動や調査結果の利用を妨げてきたとも指摘される⁽²⁰⁾。なお、少年を未決勾留に付す際には、調査課の意見を聴くことが義務づけられている⁽²¹⁾。

予審判事および少年裁判官の決定に対しては、控訴院に設置されている起訴部 (chambre d'accusation) に上訴することができる。同部は、国外犯の引渡しや復権、恩赦などに関する法の解釈のほか、予審判事の決定に対する上訴および予審の続審としての機能を果たす。少年事件については、起訴部を構成する三名の裁判官のうち一名は少年の保護を担当する裁判官でなければならない。一六歳未満の少年の重罪は少年重罪院の管轄ではないので、同部の予審の続審としての機能は、一六歳以上の少年の重罪に限定される。

4 少年裁判所および少年重罪院

一九四五年に創設された少年事件を専門に扱う合議制の裁判所である少年裁判所の裁判長は、少年係裁判官が務める。二名の陪席裁判官は、少年問題に携わる、資格・能力のある者の中から四年の任期で任命される。職業裁判官でないことが批判されるが、陪席裁判官は法的素養ゆえに任命されるのではなく、少年問題の専門家であるゆえに任命されるのであり、法律問題は少年係裁判官に委ねればよいのであって、ここに合議制の意義があると説明されている。ただ、現行制度では、この陪席裁判官の関与は公判審理に限定され、裁判長との関係でもその能力を発揮する機会が十分与えられていないのではないかとの疑問も呈されており、この陪席裁判官がより積極的に活動するための制度改正の可能性も示唆されている。⁽²²⁾少年裁判所は、第五級の違警罪ならびに軽罪、そして一六歳未満の少年の重罪について管轄権をもつ。違警罪と軽罪は少年係裁判官と管轄が競合するが、少年係裁判官は身柄拘束を伴う処分および刑罰を言い渡すことはできない。

少年重罪院は、原則として二名の陪席裁判官が少年係裁判官であり、これを遵守しない場合、手続は無効である。検察官も少年事件を専門とすることが求められているが、裁判長にはその要件はなく、この点が批判されている。少年裁判所と異なって、捜査に関与した裁判官が公判手続から除外される点も成人事件と同様であるが、その点も少年事件における要保護性に配慮が足りないとして批判されている。九名の陪審員が参加することも一般の重罪院と同様である。現行制度は犯罪が重大になるほど裁判所の専門化の程度が低くなっており、少年の保護を重視するならば、これは批判されるべきであるといわれる。また、陪審の参加も妥当かどうか疑問視されており、こうした

批判に応えるため、九〇年草案は、少年重罪院を廃止して、二名の少年係裁判官と三名の陪席裁判官で構成される少年裁判所ですべての重罪を扱う制度を提案した。ただ、実務上は重罪の軽罪化 (correctionalisation) が頻繁に行われている模様である。これは、成人事件と同様、資源の効率的な運用の要請にもよるが、ことに少年事件では上記のような不都合を回避する方策でもあろう。⁽²³⁾

捜査に関与した少年係裁判官が審理をしても公平な裁判所による裁判を受ける権利を侵害しないとか、少年重罪院の審理から捜査を担当した裁判官が除外されるべきではないという主張は、事件を知悉する少年係裁判官による一貫した事件処理が少年保護には欠かせないという立場によるものである。重罪院では、公判の裁判長が予め予審の結果を知悉したうえで審理に臨むので、フランスでは、わが国の起訴状一本主義が求めるような予断排除とはもともと異なつた考え方が採られているといえるが、前述のように成人事件では、捜査に関与した裁判官は公判審理から除外される(刑訴二五三条)。予断排除の観点からいえば、捜査に関与した裁判官を審理に参加させないのはむしろ当然である。しかし、これを少年事件の要保護性を理由に批判し、少年係裁判官が一貫して関与することで少年にとって最良の解決を発見しようと考えるのは、裁判官の知恵と責任で「真実」を解明するのが刑事手続であるにとらえる立場になじむものであろう。

(1) 二四時間。一般犯罪では検察官の許可により二四時間の延長ができる。薬物犯罪やテロでは、延長時間が拡大されている。現行犯の場合は、被疑者だけではなく、証人の身柄拘束も許される。

(2) Loi n° 94-89 du 1er février 1994, art. 20. 九〇年改正案ならびに九三年一月の刑訴法改正では、一三歳以下の少年の身柄拘束は許されないとされていた。一月の法改正をさらに改正した八月の刑訴改正法は、一三歳以下の少年も一定条

件の下に身柄拘束できるとの定めをおこうとしたが、憲法院は、それを人の身柄の保全に必要な以上の措置を採ることを禁じた人権宣言九条に違反すると判断したのである。Voir Gunehc, La loi du 24 août 1993 : Un rééquilibrage de la procédure pénale, J.C.P. 1993 Doctr. 3720, n° 42 et suiv.

- (c) Loi n° 93-1013 du 24 août 1993, art. 29 ; Loi n° 94-89 du 1er février 1994, art. 20
- (4) Voir Renucci, op. cit., p.172 ; Gunehc, article cité, n° 45
- (5) Renucci, op. cit., pp. 168,169 ; Glon, L'avocat des mineurs, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., p.133
- (9) Renucci, op. cit., p.176 et suiv. ; Brishoual, Le rôle des Parquets, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., p.128 et suiv.
- (7) 警察は捜査を遂げると事件を検察官に送致しなければならないが、少年の軽微な事件については警察段階で処理することも許されていたと報告されている。Costa, La politique de prise en charge de la jeunesse inadaptée et l'évolution de la criminalité juvénile, R.S.C. 1979 p.756.本文に記したように、一九九六年七月一日法は、検察官の指示により、司法警察から直接予審判事への送致を可能とし、手続を迅速化した。
- (8) 刑法四一条。Voir Stefani, Levasseur, Bouloc, Procédure pénale, op. cit., n° 470-1
- (6) Art. L. 522-6 du Code de l'organisation judiciaire ; Voir Rapport précité p.15
- (10) Renucci, op. cit., p.131
- (11) 従来、少年係裁判官は、捜査・調査の結果、証拠が不十分な場合には、手続打ちりの決定 (non-lieu) ではなく、不処分の決定をしなければならず、これには既判力が備わるため、その場合は打ちりの決定をする権限をもつ予審判事に事件を送致していた。しかし、九三年刑法改正で、少年係裁判官も手続の打ちりの決定をすることができるようになった。Art. 114 de la loi du 4 janvier 1993. Voir Renucci, op. cit., p.195 ; Casorla, Instruction préparatoire et minorité pénale, in *Enfance et Délinquance*, op. cit., p.99.手続打ちりの決定は、法律問題であれば既判力が備わるが、事実問題であれば既判力はない。Voir, Stefani, Levasseur, Bouloc, Procédure pénale, op. cit., n° 800

- (12) 学界もほぼ破棄院に賛成している。Pradel, D. 1993, p.553 ; Huyette, Commentaire de l'arrêt de la Chambre criminelle du 7 avril 1993, R.S.C. 1994, p.67 ; Lazerges, La séparation de justice à propos de l'arrêt de la Chambre criminelle du 7 avril 1993, R.S.C. 1994, p.75
- (13) Renucci, op. cit., p.153
- (14) Le Monde, précité, 残りの二〇パーセントの受刑者のうち四分の三は、一年以内の収監刑を言い渡されている。
- (15) Stefani, Levasseur, Boulloc, Procédure pénale, Dalloz, op. cit., n° 567-1
- (16) わが国の被告人と同一の地位にある者ではない。予審は、裁判官による捜査手続なので、ここでは予審被告人と呼んでおきたいと思う。原語ではかつて l'inculpé (ミテハシメ語の inculpare, inculpa から) という語であったが、たとえば the accused より有罪者との語感の強い語であると解されることから、現在では la personne mise en examen という語が用いられている。
- (17) Renucci, op. cit., p.188 ; Renucci, L'emprisonnement des mineurs, in Enfance et Délinquance, op. cit., p.170
- (18) Renucci, op. cit., p.191
- (19) Chazal, Trente ans apres, article cite, p.894
- (20) Renucci, op.cit., pp.164-167
- (21) Rapport précité, p.19
- (22) Ibid. p.159
- (23) 重罪に分類される犯罪は重罪院への送致が義務づけられており、これを軽罪として扱うことには法律上の根拠がないが、成人の場合にもこの方法が利用されている。フェルナン・ブーラン「フランスの刑事裁判」(小木曾訳)小島武司編『フランスの裁判法制』一七九頁。Renucci, op. cit., p.139 et suiv.

六 終わりに

リュフアン議員の報告書は、少年保護全般にわたる問題として（一）少年保護にあたる人的資源の不足、（二）経済的な困窮がもたらす身体的・精神的な影響、（三）家庭の崩壊と学校教育の困難さ、（四）非行の低年齢化と粗暴化を挙げ、それに対処する方策を提案している。そのいくつかを挙げてみると、（一）少年問題は一九八〇年代の地方分権政策以来、国家主導ではなく、県および地方自治体が携わる問題であるとされているが、予算、少年保護機関の運営、人材の養成を含めて三者が協力、連携すべきこと、とりわけ市政レベルの問題として取組むべきこと。

（二）少年係裁判官、検察官が早期に介入し、被害弁償などで対処できる（非行が深刻化しない）段階で非行を食い止めること。（三）両親にその責任を認識させること。（四）郊外の非行多発地域に関しては、検察官、地域の代表者、学校関係者、警察、行政などが協力して迅速に対応すべきこと。（五）職業訓練の機会の充実や住居の確保に努めること。（六）少年係裁判官の増加、公的私的な少年保護機関の活動を充実させ、その活動状況を正確に把握すること、などである。⁽¹⁾

このように、フランスでは少年犯罪に単なる重罰化で応えようとしているわけではなく、保護・教育を国家主導ではない、地域社会や家庭の問題として、複合的な視点で実施してゆこうとしているように思われる。

(一) Rapport précité.

※ 本稿は四を只木が、それ以外を小木曾が担当した。